（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部改正）

第二条　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「かかわらず、」の下に「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第一項、第二項、第四項及び第五項を除く。）その他」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条第三項中「排他的経済水域」を「前項に定めるもののほか、排他的経済水域」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　排他的経済水域における外国人の漁業等に関する漁業法第七十四条の規定の適用については、同条第一項中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「漁業監督官又は漁業監督吏員」とあるのは「漁業監督官」とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（立入検査）

第十五条の二　漁業監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

2　前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条の前の見出しを削り、第十七条の次に次の見出し及び一条を加える。

（罰則）

第十七条の二　第四条第一項（第十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第五条第一項（第十四条第一項において準用する場合を含む。次条第二号において同じ。）の規定に違反した者は、三千万円以下の罰金に処する。

第十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四条第一項（第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第五条第一項（第十四条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）」を「第四条第二項」に、「次条」を「第十九条」に改め、同条第二号中「次条」を「第十九条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二　第十五条の二第一項の規定による漁業監督官の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三百万円以下の罰金に処する。

第二十条中「前二条」を「第十七条の二、第十八条又は前条」に改める。

第二十二条中「第十八条、第十九条」を「第十七条の二から第十九条まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百二十号

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律

日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

目次中「第三条」を「第六条」に、「第二章　経営の健全性及び安定性の確保（第四条―第十二条）」を「第二章　事業等（第七条―第十七条）」に、「第十三条―第十五条」を「第十八条―第二十二条」に、「第十六条―第二十一条」を「第二十三条―第二十八条」に改める。

第一条を次のように改める。

（会社の目的）

第一条　中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、中間貯蔵に係る事業を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理その他環境の保全に資するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業並びに環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供に係る事業を行うことを目的とする株式会社とする。

第二十一条中「第二条」を「第六条」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十条第一号中「第一条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第五条」を「第九条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号中「第七条」を「第十一条」に、「事業基本計画」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「第八条」を「第十二条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「第九条」を「第十三条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「第十一条」を「第十五条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号中「第十三条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条を第二十七条とする。

第十九条中「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条を第二十四条とする。

第十六条中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条を第二十三条とする。

第十五条中「第一条第二項、第四条第二項、第五条、第七条から第九条まで又は第十条」を「第七条第二項、第九条、第十一条から第十三条まで若しくは第十四条」に改め、「とき」の下に「、又は第二十二条の環境省令（会社の財務及び会計に関し必要な事項に限る。）を定めようとするとき」を加え、第三章中同条を第二十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（課税の特例）

第二十一条　第五条第一項の規定による政府の出資があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、登録免許税を課さない。